

国立大学法人福島大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人福島大学役員給与規則により、本給の額については、必要と認める場合にはその者の職務経験及び業績等を勘案して決定することができる。また、期末特別手当の額については、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及びその者の業績に応じ、その額の100分の10の範囲内で増額又は減額することができる。

役員報酬基準の改定内容

法人の長

- ・本給月額について1,065千円から994千円へ引下げを行った。
- ・12月期にかかる期末特別手当の支給割合について170/100から175/100へ引上げを行った。
- ・寒冷地手当を廃止し、平成20年3月までの手当額を遡減し支給する経過措置を設けた。

理事

- ・本給月額について780千円から728千円へ引下げを行った。
- ・12月期にかかる期末特別手当の支給割合について170/100から175/100へ引上げを行った。
- ・寒冷地手当を廃止し、平成20年3月までの手当額を遡減し支給する経過措置を設けた。

理事(非常勤)

該当者なし

監事

該当者なし

監事(非常勤)

改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任
法人の長	千円 16,904	千円 11,928	千円 4,828	千円 107 (通勤手当) 41 (寒冷地手当)	4月1日1名	
理事 (4人)	千円 49,538	千円 34,944	千円 14,145	千円 267 (通勤手当) 182 (寒冷地手当)	4月1日2名	
理事 (非常勤) (1人)	千円	千円	千円	千円 ()		
監事 (1人)	千円	千円	千円	千円 ()		
監事 (非常勤) (2人)	千円 2,160	千円 2,160	千円	千円 ()	4月1日2名	

3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要
法人の長	千円 3,195	年 2	月 0	H18.3.31	-	年度計画の進捗状況等による法人組織としての評価及び業務マネジメント等による個人としての評価に基づき、経営協議会の議を経て、役員会において最終評価を決定し、退職手当の増減なしと決定した。
理事	千円	年	月			該当者なし
理事 (非常勤)	千円	年	月			該当者なし
監事	千円	年	月			該当者なし
監事 (非常勤)	千円	年	月			該当者なし

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項 人件費管理の基本方針

事務の簡素化・合理化を図り、経費抑制を行っていく他、中期目標・計画に従い効率化を図りながら、人件費の削減に努めている。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準を充分考慮し、給与法等関係法令の改正、法人の収支状況、社会情勢等を斟酌の上、行うこととしている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定にあたっては、勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績を考慮している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日・12月1日)以前6箇月以内の勤務期間における、勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。
本給月額 (昇給)	昇給日以前1年間の勤務期間を良好な成績で勤務したときに、勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績に応じて昇給区分を決定し、昇給区分に応じた号給数を昇給させることができる。
本給月額 (昇格)	勤務成績が良好で、かつ昇格基準に達している場合、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

- ・寒冷地手当を廃止し、平成20年3月までの手当額を逡減して支給する経過措置を設けた。
- ・給与法の改正に準拠した平成17年度分(0.3%)及び平成18年度分(平均4.8%)を併せた本給表の引下げを行い、平成17年度分0.3%引下げ後の額を基礎とし、本給切替後の額との差額を支給する経過措置を設けた。
- ・一部の職務の級を統合した他、号給を4分割し昇給区分を設け、きめ細かい勤務実績の反映を行える本給表及び昇給制度とした。
- ・55歳昇給停止に替えて55歳以上の昇給幅を半分程度に抑制して行うこととし、枠外昇給制度を廃止し最高号給までとすることとした。
- ・本給の水準に合わせ本給の調整額の引下げを行い、引下げ後の額との差額を平成23年3月まで逡減して支給する経過措置を設けた。
- ・扶養手当のうち、配偶者に係る支給月額を13,500円から13,000円に引下げを行った。
- ・本給の水準に合わせ初任給調整手当の引下げを行った。
- ・勤勉手当の支給総額割合を6・12月期とも0.7月分から0.725月分へ引上げを行い、引上げ分のうち0.015月分を査定原資として、勤務実績を反映し得るよう「優秀」以上の成績区分の人員分布の拡大を図ることとした。
- ・調整手当を地域手当へ改正し、支給地域及び割合の見直しを行った。

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	人 436	歳 45.3	千円 7,590	千円 5,477	千円 84	千円 2,113
事務・技術	人 131	歳 42.1	千円 5,519	千円 4,046	千円 91	千円 1,473
教育職種 (大学教員)	人 236	歳 48.6	千円 9,004	千円 6,428	千円 89	千円 2,576
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
技能・労務職種	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (附属高校教員等)	人 21	歳 40.6	千円 7,110	千円 5,257	千円 34	千円 1,853
教育職種 (附属義務教育諸学校教員等)	人 44	歳 37.8	千円 6,500	千円 4,803	千円 57	千円 1,697
教育職種 (外国人教師等)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
その他医療職種 (医療技術職員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
その他医療職種 (看護師)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 「技能・労務職種」は、警務員・教務助手を示す。

注3: 「教育職種(附属高校教員等)」は、附属特別支援学校教員を示す。

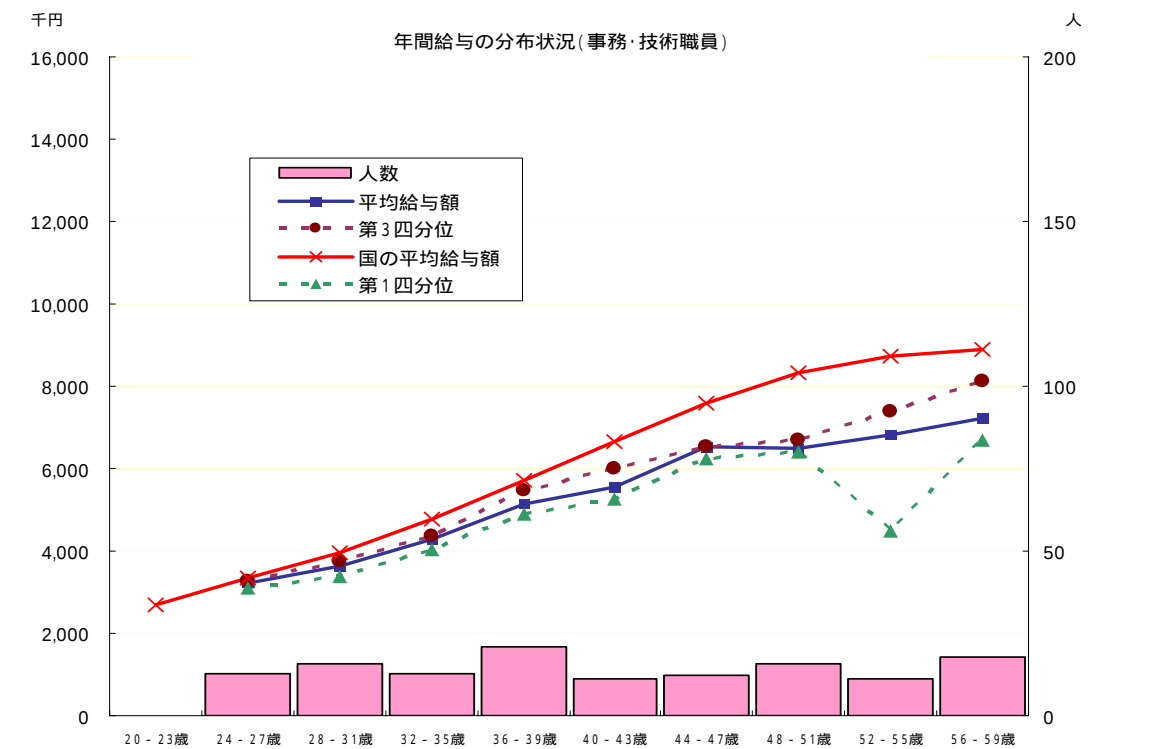
注4: 「教育職種(附属義務教育諸学校教員等)」には、附属幼稚園教員を含む。

注5: 常勤職員の技能・労務職種については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注6: 常勤職員の教育職種(外国人教師等)及びその他医療職種(看護師)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注7: 在外職員、任期付職員、再任用職員、非常勤職員については、該当者がいないため表を省略した。

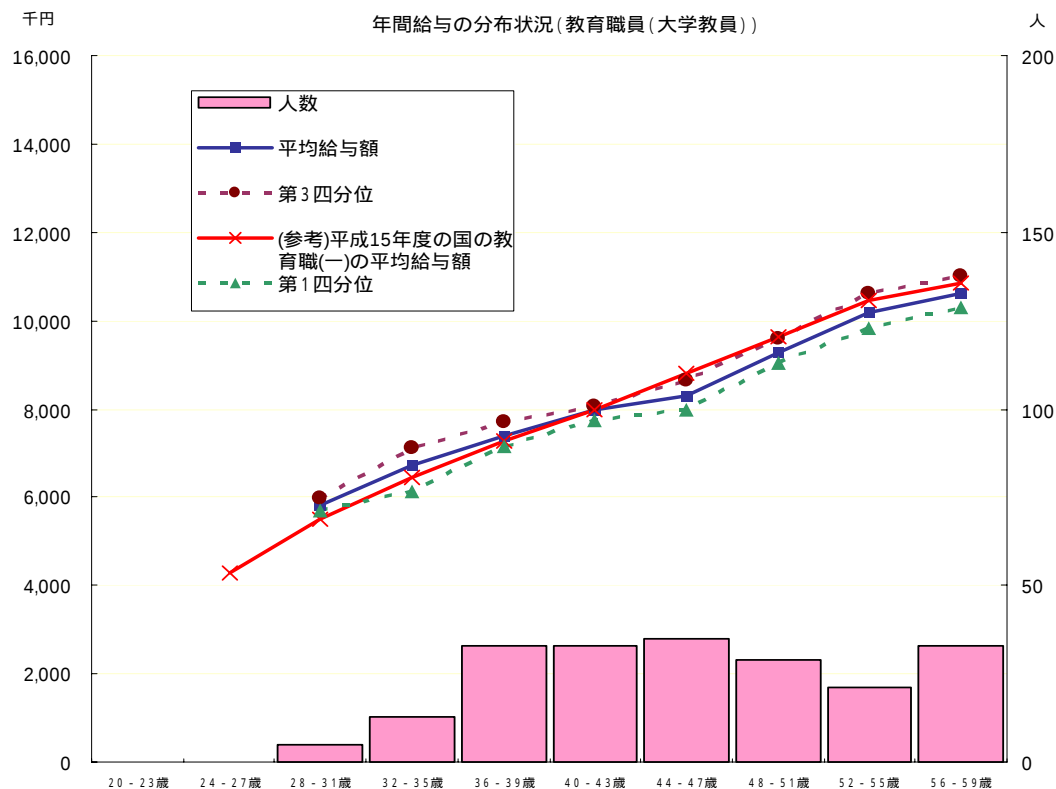
年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、 まで同じ。〕



注1: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、 まで同じ。

(事務・技術職員)					
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
事務局長	1		-		-
参事	14	56.2	7,199	7,922	8,320
専門役	11	54.8	6,643	6,912	7,209
主査	49	44.3	5,383	5,905	6,416
主任	15	38.0	4,379	4,803	5,002
主事	41	32.6	3,267	3,670	4,051

注1: 「参事」は課長相当職、「専門役」は課長補佐相当職、「主査」は係長相当職、「主事」は係員相当職を表す。
注2: 事務局長は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
教授	131	55.2	9,245	10,032	10,626
准教授	100	40.4	7,224	7,588	8,011
講師	2	-	-	-	-
助教	2	-	-	-	-
助手	1	-	-	-	-

注:講師、助教及び助手については、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))
(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		主事	主任主事	主査主任	参事、専門役、主査	参事専門役	参事
人員 (割合)	131人 ()	15人 (11.5%)	30人 (22.9%)	59人 (45.0%)	12人 (9.2%)	8人 (6.1%)	6人 (4.6%)
年齢(最高～最低)		29歳 ～ 24	57歳 ～ 28	59歳 ～ 34	59歳 ～ 48	59歳 ～ 53	59歳 ～ 46
所定内給与年額(最高～最低)		2,658千円 ～ 2,175	3,499千円 ～ 2,377	5,094千円 ～ 3,147	5,343千円 ～ 4,707	5,778千円 ～ 5,001	6,988千円 ～ 5,854
年間給与額(最高～最低)		3,517千円 ～ 2,999	4,744千円 ～ 3,261	6,916千円 ～ 4,355	7,369千円 ～ 6,522	7,835千円 ～ 7,055	9,538千円 ～ 8,140

区分	計	7級	8級	9級
標準的な職位		参事	事務局長	事務局長
人員 (割合)	0人 (0%)	1人 (0.8%)	0人 (0%)	0人 (0%)
年齢(最高～最低)		～	～	～
所定内給与年額(最高～最低)		～	～	～
年間給与額(最高～最低)		～	～	～

注3:8級(事務局長)は該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助手	助手、助教、講師、准教授	講師 准教授	准教授	教授
人員 (割合)	236人 ()	0人 (0%)	3人 (1.3%)	5人 (2.1%)	97人 (41.1%)	131人 (55.5%)
年齢(最高～最低)		～	51歳 ～ 35	31歳 ～ 30	54歳 ～ 32	65歳 ～ 43
所定内給与年額(最高～最低)		～	4,684千円 ～ 4,353	4,501千円 ～ 3,991	6,434千円 ～ 4,249	9,262千円 ～ 5,383
年間給与額(最高～最低)		～	6,530千円 ～ 5,996	6,148千円 ～ 5,448	8,927千円 ～ 5,795	12,840千円 ～ 7,676

賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.5	% 68.5	% 66.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.5	% 31.5	% 33.5
	最高～最低	% 42.3～32.0	% 41.1～29.6	% 41.6～31.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.2	% 69.0	% 67.7
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 33.8	% 31.0	% 32.3
	最高～最低	% 38.1～31.5	% 35.0～28.7	% 34.4～30.0

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.8	% 68.4	% 66.7
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.2	% 31.6	% 33.3
	最高～最低	% 45.0～32.8	% 38.7～29.8	% 41.8～31.7
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.9	% 68.9	% 67.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 34.1	% 31.1	% 32.5
	最高～最低	% 38.1～32.0	% 35.0～29.3	% 34.4～30.7

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))
対他の国立大学法人等

84.4
96.2

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

97.5

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

・教育職員(大学教員)の対平成15年度の国の教育職(一)の比較指標は98.1である。

総人件費について

区 分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 3,808,316	千円 3,852,999	千円 (%) 44,683 (1.2)	千円 (%) 87,761 (2.4)
退職手当支給額 (B)	千円 285,548	千円 255,265	千円 (%) 30,283 (11.9)	千円 (%) 4,829 (1.7)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 191,972	千円 183,204	千円 (%) 8,768 (4.8)	千円 (%) 8,192 (4.5)
福利厚生費 (D)	千円 498,986	千円 493,260	千円 (%) 5,726 (1.2)	千円 (%) 27,376 (5.8)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 4,784,823	千円 4,784,730	千円 (%) 93 (0.0)	千円 (%) 128,157 (2.8)

注：「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費、共同研究費、受託事業費により雇用される職員に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

- ・役員の本給月額の前年度改定、退職者の不補充、寒冷地手当の廃止等により、「給与、報酬等支給総額」が対前年度比44,683千円減。
- ・上記理由の他、退職手当支給額の増、受託研究費等により雇用される職員に係る費用の増、それに伴う社会保険料事業主負担分の増等により、「最広義人件費」が対前年度比93千円の増。
- ・事務の簡素化等により、管理的経費の抑制を図るとともに、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。
- ・総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。
- ・基準年度(平成17年度)「給与、報酬等支給総額」は3,852,999千円、「人件費予算相当額」は3,930,691千円である。
- ・当年度(平成18年度)「給与、報酬等支給総額」は3,808,316千円である。
- ・当年度までの人件費削減率は 1.16%であり、当年度までの人件費削減率(補正值)は 1.16%である。
- ・人件費削減率(対人件費予算相当額)は 3.11%である。

注：「当年度までの人件費削減率(補正值)」は、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率である。

法人が必要と認める事項

特になし